

## 2025 年度政府予算編成に関する要請書

**【文部科学省】**

1. 学校用務員が環境整備を行う際に労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用については国庫負担とすること。（4月～5月に各自治体に用務員に特別教育を受けさせる通知を受けている認識があるか聞き取り調査を行いその比率を口頭で説明し現状を伝える）
2. 地震などの災害発生時には学校とその体育館は避難所となるため、その建物の破損状況の確認が必要であり、早い段階での応急修理が必要となる。また避難者に必要な道具や物品の準備など学校施設を熟知している学校用務員の役割が重要となるため、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけること。また、防災士の資格取得や防災と救命のための研修に必要な予算措置を講じること。
3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。
4. 近年の地球温暖化による作業環境の変化は著しく、用務員の健康と命に係わることから、熱中症アラートに対しての対策を明確にすること。同時にファン付きの作業着の貸与などの熱中症対策を現場実態に応じた予算措置を行うこと。
5. 古くなったペンキやワックスの他、遊具として設置されていたタイヤ、溝掃除で出た汚泥、割れたブロックやコンクリート片、石など各自治体で処理できない廃棄物が学校のいたるところに放置されている現状があることから、最低でも年に1回程度回収してもらえる予算措置を速やかに講じること。

**【厚生労働省】**

1. 学校教育法施行規則第65条の「学校用務員が学校の環境整備その他の用務に従事する」に基づき、学校用務員が環境整備を行うにあたり労働安全衛生法上の研修受講が必要な機材を使用することが多いことから、関係省庁に対し学校用務員の安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。